

第1回堺市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画策定懇話会

日 時：令和6年7月22日（月）10:00～

場 所：堺市役所本館地下1階 多目的室

出席者：

【構成員】 大町委員、加藤委員、根本委員、丸山委員、山田委員、山中委員
(50音順)(委員7名中6名出席)

【事務局】 子ども青少年育成部長、子ども家庭課長、子ども家庭課課長補佐、
子ども家庭課家庭福祉係長、子ども家庭課家庭福祉係員

【オブザーバー】 ダイバーシティ企画課長

会議の公開：

堺市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画策定懇話会開催要綱第6条に基づき公開するものとする。

座長の選任：

堺市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画策定懇話会開催要綱第4条に基づき、構成員の互選により定める。(座長：山中委員、座長代理：山田委員)

議 事：

- ① 堺市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画策定の目的等について
- ② スケジュール等について
- ③ 大阪府、大阪市の計画
- ④ 堺市の現状
- ⑤ 課題、目標、支援内容

会議の内容：

○事務局 これ以降の進行は座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○座長 早速議事に移らせていただきます。まず、資料2から5について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明いたします。資料2をご覧ください。国が示す基本的な方針でございます。ポイントを絞ってご説明させていただきます。

まず、「はじめに 1. これまでの経緯」という部分でございます。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「法」という。）が令和4年に成立いたしました。対象者が女性であることに着目した福祉的な支援のための施策は、法による改正前の売春防止法に基づくものでございました。しかしながら、法に基づく婦人保護事業は、性行又は環境に照らして売春を行う恐れのある女子と定義される要保護女子の保護更生を目的とするもので、困難な問題に直面する女性の人権の擁護、福祉の増進や自立支援等の視点は不十分なものであったと、国の方針にも記載しております。また、女性支援新法での施行に当たっては、地域によって困難な問題を抱える女性への対応に大きな格差が生じるべきではなく、支援対象者が全国どこにいたとしても、必要十分な支援を受ける体制を全国的に整備していく必要がある一方で、困難な問題を抱える女性を巡る状況は、地域の特性によって異なることを踏まえ、法は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画の策定を、都道府県には義務付けるとともに、市町村に対しても努力義務として基本計画の策定を求めているものでございます。

「第2 困難な問題を抱える女性への支援のため施策の内容に関する事項」というところ、「1. 法における施策の対象者及び基本理念」といたしまして、法第2条は、法に基づく支援等の対象となる困難な問題を抱える女性について、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性、その恐れのある女性を含むと規定しております。

この方針に関しての説明は以上となります。

続きまして、資料3をご覧ください。よろしいでしょうか。計画の策定スケジュールでございます。令和6年7月、この懇話会第1回目でございます。この中で、課題の洗い出しや目標の設定について議論していきたいと考えております。そして、9月に懇話会第2回目、計画の策定ということで、今回お配りしているのは骨子案ですが、9月の第2回については、計画の本文となる文章になったものを議論していきたいと考えております。そして、11月に庁議や議会報告に上げまして、1月に報道提供、パブリックコメントを実施する予定でございます。3月に懇話会3回目ということで、パブリックコメントの結果報告や公表に移りたいと考えております。資料3の説明は以上です。

続きまして、資料4をご覧ください。よろしいでしょうか。こちらは、大阪府さんの困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画の概要でございます。大阪府さんの基本計画は、令和6年3月に策定されました。その資料でございます。細かな説明は割愛しますが、左下の「(2)課題」ですけれども、支援体制ということで、「婦人相談員設置の数が多いとは言えないことに加え、配偶者暴力相談支援センターの認知度も高いとは言えず、相談や支援のニーズに十分対応できていない可能性がある」ですとか、「相

談件数は横ばいにも関わらず、一時保護の人数が減少傾向にあり、一時保護が必要であった人が、結果として一時保護に繋がらなかった可能性がある」、民間団体の連携いたしまして、「多様な活動を行う民間団体はあるが、十分連携が取れている行政機関が多いとは言えない」という課題を認識されております。

これを踏まえ、大阪府さんでは、「3 基本目標」として、この5点を定めたと聞いております。まず一つ目が、「(1)女性相談支援員の配置などにより全ての市町村で女性相談機能の構築を促進」。女性相談支援の配置市数を、14市から全33市にという目標を掲げております。「(2)女性相談支援員の任用6か月以内の初任者研修受講を100%にする」ですとか、中堅職員研修の充実を掲げております。「(3)女性支援に必要な関係者や支援者が参画する会議、いわゆる支援調整会議の開催促進(16市)」を設定されております。「(4)市町村(女性相談窓口)における民間団体の連携促進」ということで、8市から16市に目標を定められております。「(5)府及び府内市町村の女性相談窓口を掲載するホームページを開設し、30,000PV」、「配偶者暴力相談支援センターの認知度の向上として、20%から25%」というふうに基本目標を定められているものでございます。資料4については、ポイントを絞りまして説明は以上でございます。

最後に資料5の説明をさせていただきます。こちらは大阪市さんの計画でございます。大阪市さんも、令和6年3月に計画を策定されました。左下の2番と3番についてご説明いたします。まず、「2 困難な問題を抱える女性をめぐる本市の現状と課題」ですが、現状は、男女共同参画センターや配偶者暴力相談支援センターでの相談件数、課題については五つ挙げられています。「①支援体制について」ということで、「女性という性に起因した課題を抱える困難女性の特徴を踏まえた中長期的な自立支援体制の整備や行政機関に繋がりにくい支援対象者の積極的なアウトリーチが必要」ですとか、「②支援事業について」ということで、「専門的な心理的・医療的ケア、秘匿の必要性や自立の段階を選択できる多様な施設・居所の確保が必要」。「③民間支援団体等について」ということで、「民間支援団体との協働の仕組みの構築が必要」ですとか、「④啓発・理解促進」ということで、「広く社会への啓発、若年層への性教育や啓発の強化が必要」ですとか、「⑤その他」として、「DV被害者支援として、暴力の再発を防ぐ加害者のアプローチも必要」ということで課題認識を持っておられます。

左下「3 基本目標」として、三つ掲げられておりまして、大阪市さんの「一時保護施設の退所者等支援対象者が、意識が前向きに変化したと感じている」ですとか、「関係部署や関係機関において、困難な問題を抱える女性への支援についての理解が深まり、女性相談支援員を中心とする支援体制と他施策の連携が一層進んでいる」。「民間支援団体等において相互の連携や行政との連携が深まり、困難な問題を抱える女性が必要な支援により円滑に繋がられている」などの基本目標を定められております。

資料6、7につきましては後ほどご説明させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

○座長 ありがとうございます。まず、国の基本方針、そして大阪府の基本計画、大阪市の基本計画のそれぞれ概要について説明がございました。また、今後のスケジュールということで、この懇話会は主に2回の議論の場があると思っております。この資料について何かご質問ご意見等がございましたら、どうぞご自由に発言いただければと思います。いかがでしょう。どんなことでも結構です。

皆さんのそれぞれのご経験から見て、ぱっと引っかかったところであるとか、ここはというところからで結構です。

では私からですが、大阪府の目標の立て方が比較的数字的に立てているのに比べ、大阪市の基本目標の立て方が質的な目標の立て方をしているのが、異なった視点だなと思って、堺ではどういう方向で、まずはその前のステップを踏んでいくんですけれども、最終的な目標を立てるのが望ましいのかなと思って見ていたところがありました。大阪府の目標は、まず一つは本当に相談員を増やす、量的に増やすという話と、そうなった方の質的な担保という意味で初任者研修の受講100%、それから既に経験のある方の研修の充実と書き込まれ、それから支援調整会議について今までもニーズというか必要はあるというふうに議論されてきたものを、はっきりここに書き込んでいるという特徴があるかと思います。皆さんのご参考に。

○委員A 当施設では、行政の各市、大阪府内外の相談員さんに関わる仕事をしています。その中でやっぱり堺市さんは本当に突出していて、歴史と言いますか、本当にケースワークをしているっていう感があります。例えば、庁内連携が他市さんに比べて本当にスムーズで、暴力の被害に遭って、でも、障害があつてとか、高齢でとか、様々な部署が連携しないとこの人を支援できないよっていうところも、きちんと面接に来る前に調整をかけて、面接に来て、選択肢出すっていうところは、本当に他市さんにはない力だなと思ってます。ただ、他市さんから堺市さんで生活される方は、相談員さんに繋いでも安心なんですけど、堺市さん外で生活する人は、やっぱりその地域にどんな支援メニューがあるんだろうっていうところがすごく見えづらいとか、私達も不安な状態のまま、送り出すっていうことも多々あって、うちはうちに入所した方を対象にですが、アフターケアをしているんです。そこで、一定支援するんですけど、やっぱり予想しないことがたくさん起こる。それが心配だった人は、きつともっと起こってるだろうなと思うと、やっぱりその地域の協働っていうのも欠かせないことかなって。私もまだ全然知らないこともあると思うんですけど、堺市さんは特に、地域から個人でやってる方もたくさんいらっしゃるだろうし、社貢献もそうなんですけど、民間ともっと協働を可視化させて、それを女性相談センターがその支援のメニューにできれば、今までの培ったノウハウも含めて、モデル市になるのではないかなと、ずっと思っていたんですけれども。

課題として、民間ともう少し協働できる何かをすとか、スキルアップはもう、うちの施設もそうなんですけれども、そこはもう欠かせないことかなと。まずは拾い上げる、本当に困難な人って困難ってわからないんで、それはそこで毎日が精一杯なので、周りから言われて初めて、「そっか、これがいわゆる困難か、私は困難とは思っていなかったけど」という方も結構数多くいらっしゃるんで、その居場所の作るっていうことも堺市さんで何か民間と協働でできないのかなって思ったりします。今日のお集まりの委員さんもそうですけれど、今日のこれだけでも繋がれば、何かまた違うものができるんではないかなと思います。

○座長 非常に多岐に渡るご意見でした。

○委員B 今、アフターケアのお話が出ましたので、私も少し考えたことなんですけども、この中身のアフターケアのところに障害を持たれた方の事を触れていただいているんですけども、障害を持たれた方っていうのは手帳持ってらっしゃる方はいらっしゃいますけども、実はお持ちでない方がすごく多いんですね。その方々は自分の思いをまず伝えられないというところが始まりますので、その辺りのところをこの1行2行ではなく、もう少し丁寧に取り入れていただけたらありがたいと思います。困難を抱えるというのが2倍3倍になると思いますので、その辺をもう少し丁寧にさせていただきたいと思います。

○座長 まず委員Bからは、国の方針にも、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず性的搾取により従前からの婦人保護云々というふうに書かれている。そういう方が対象だと書かれているので、もう少しはっきり障害をお持ちの方に対しての支援っていうのがクリアに書かれていくっていうのがいいかなということですね。

それから委員Aから、一つは民間との連携っていうのが堺市の相談員の方たち既にあるけれども、それがもう少し可視化するというのか、見えていくということが大事ですし、実際、支援の場面ということからすると、困難で気付かないとか初期の段階とか、拾い上げつつだから相談に乗る前とか、乗っても相談に繋がらず、居場所の提供といったような、そこら辺が充実していったらいいかなと。

○委員A 私は支援長になって、全国の女性自立支援施設の会議であるとかの場でのお話の際に、東京の話をよく聞くんですけども、特定非営利活動法人 BOND プロジェクトさんや一般社団法人 Colabo さんもそうですけれど、民間と連携している。うちではまだできてないんですけど、「直入」、東京方式と言って、福祉事務所を介さないといけないんですけど、直接入所ができるっていう風にとっているんですよ。後付けで都

の女相さんが手続きをするみたいな扱いでいるんだけど、だからもう入った次の日からそのところからお仕事に行けたりする。そこはやっぱりそこを入所するまで民間の方といろいろ話をして、見学もして、ご自身で決める、私はここに行く！やっぱり、ここで留まる！っていう選択ができる。その居場所ってやっぱりなかなか、若ければ若いほど、今の状態から脱却するっていうのは本当に難しいので、とりあえず先に居場所、年代問わず、居場所を若い子だけじゃなくって、先ほど委員がおっしゃったように、本当に手帳がない人でも、恐らくこの方、何らかの障害の特性がおりだなっていう方は本当にたくさんいらっしゃるの、その方が地域で生活した時に、手帳がなければ社会貢献事業っていうのはあるものの、それ以上の支援メニューは特に見えてこないのが現状なので、堺市はそれ以外にこういう取り組みをしてますよっていうのが、女性相談員さんがやっぱしっかりしてるからこそできるんじゃないかと思ったりはして。ものすごくハードルを上げているようですが、他市さんは本当に見えないんです。「役所に来てくれば何とかしますよ」ぐらいの状況が現状なので、堺市さんがモデルとしてこういうことを率先してやってますよっていうことが発信できれば他市さんも影響されるんじゃないかなって思ったりします。

○座長 今、既になさっていることをもう少しクリアに形にしたり、できれば今回のこの計画の中でそのもう一歩先ぐらいの感じが書き込めていったらいいかっていうご意見でしょうかね。

○委員C 母子生活支援施設はお母さんと子どもさんが生活する場所にはなるんですけど、今こども家庭庁から地域支援っていうのが求められているっていう現状があります。堺市民の方々にも幅広く使っていただきたいとは思っているんですけども。この間ちょうど堺の単身の特妊さんをキャッチして、保健センターと繋がって、女性相談員さんに繋げて入所された方がいます。そもそも単身妊婦さんは入所ができないので、その単身妊婦さんに対しての支援みたいなのを堺市さんとしてどんな風にされているのかなっていうところは気になりますね。その方のケース会議を堺の子相さんとか家児相さん、保健センターさんと病院さん、いろいろな機関が集まってしたんですけども、母子生活支援施設はDVがなくても生活できる場所、入所できる場所っていうのが、行政機関の方の中でも周知されていなかったことに私も驚きました。なので、堺市さんの中でも研修っていうのはたくさんされてると思うんですけど、委員がおっしゃったように民間との協働っていうところを、今、国が言っているところでもあるので、民間の良さと行政さんの良さをミックスすることで救える女性っていうのが増えるのではないかなと思います。

私達の施設で大阪府の若年被害女性早期発見事業っていうのを始めることになりました。早期発見っていうところがやっぱりすごく大事だと思っていて、今施設に入所さ

れてる方、24、5歳ぐらいの方が平均年齢なんですけど、中学校を出て、夜の世界で働いて、そこで出会った男性に暴力を受けて入所される方が多いんですけど、一番大事な若年女性を何歳と定義するのかっていうところも、府の方といろいろお話をしたんですけど、多分堺東とかにも帰る場所がない若い子が、男の人に付いて行ってみたいなきょうが起きているんだと思われるので、そこの早期発見というところを堺市さんとしてどのようにお考えであるのかなとは思いますね。

あと、障害持たれてる方のお話が先ほど出ましたが、うちの施設にもいらっしゃいます。外国籍の方もたくさんいらっしゃって、外国籍の方で障害をお持ちの方の支援というのがなかなか難しくて。相談に行ってもその方の過去の、幼い時のことはわからないので、問い合わせのしようがないのでね。でも明らかに障害を持たれてるなって方が子どもさんを育てていくとなれば、施設に居るとできるんですけど、地域に出た時にやっぱり難しい現状があるんだなということは常々感じています。

○座長 ありがとうございます。いろんなお話を出していただいた。しっかり会議ができる段階なんだなっていうのは素晴らしいなと思ったんですね。会議自体が開かれないうっていう市町村があるわけですので。ただ、それでもやはり、委員の母子生活支援施設がDVの人しか入所できないかという理解だったかと思うと、やはりしっかり、どういうふうな仕事をされてどういう支援をされてるかっていうことが、お互い知り合えるような機会が必要なのかなと感じますね。

それと、早期発見という点では、年齢的に見ると中学校卒業した後、15、6歳頃から自分で生活しなきゃならなくなっていて、セックスワークに近いようなことになった場合、若い年齢の人達で20歳までの間の人たちをどうするかという問題があるし、障害のある方の話もありましたけど、実は私は国際交流センターというところのスーパーバイザーをしているんです。ですので、もちろん外国籍で障害のある方が、障害サービスに繋がること自体がいかに難しいか、記録ももちろん母国にあつてとてもじゃないけど取り寄せられませんというような。

○委員B もう一点すみません。先ほど自己紹介で何でも相談という支援を挙げさせてもらったんですけども、実は2020年にDV性被害子ども虐待緊急一時保護事業という事業を立ち上げたんですね。相談を受けてシェルターが必要となっても、それが土日祝日夜間という場合、堺市さんの方に繋げることが不可能になることがあるんですね。いろいろ考えてこの事業を立ち上げたのは、堺市のあるホテルさんに賛同を得まして。私が本人をホテルにお連れして、手続きをし、ホテルにはその方のことは一切伏せるという形です。翌日にまたその方を迎えに行って、いろんな話の中で堺市さんに繋ぐ場合や弁護士さんが必要でという場合、警察関係と連携することもありますけども、ただ一つ、とても心が痛むのは、「仕方ないから帰ります」と言われる方がいるんですね。いろいろ

ろ話をするんですけど、やっぱり本人さんの思ってることなのでどうすることもできないんですけども、「不本意だけど、帰るしか仕方がない」と言って、もうしょぼんと帰られる方の見た時に、安心して自分の思ってることを伝えられるような環境作りを是非とも作っていかないと、その人が一番傷つく問題ですので、これはちょっと声を大にして言いたいと思っています。

○座長 確かに。いかにその人をより良い状態に生きていただくための支援なり相談なりっていうことがあって、いかにできるかっていうことですね。

○委員D うちの場合は、出て行くというよりは来ていただいた方とどう繋がっていくかということなんですけど、やっぱり若年女性と高齢者の二つはすごく難しいです。

若年の人の場合だったら、例えば、堺市の病院にかかっているんだけど、実家は和歌山なんです。それで自分のパートは大阪市内にあるんですね。そうすると、最初は病院が割合見てくれていたんですけど、腰を据えて何とかするというのは、20代には難しくて、フラフラといろんなところに行ってしまったたりする。あともう一つ、若い人たちはOD、薬のオーバードーズですね、多量摂取。風邪薬や咳止めをその子も友達に手伝ってもらって、眠剤を過剰摂取してるんですね。どこにも言わずに黙っているからわからないんですけども、ただ、拾い上げた時22、3歳だったんですよ。それが、もう五、六年になるんだけど、その間にどんどん状態が悪くなっていく感じがあって、うちの方は来てくれたら何とかできるんですけど、それこそ入所施設に行ってくれたらいいんだけど、ネットで情報を検索するから、入所施設の噂、悪かった人だけ書くじゃないですか。良かった人は書かないから、それで噂を鵜呑みにして、怖くて行けないで今もフラフラしてる若い人たちの手の届かなさ。

高齢の女性は貧困と孤独ですね。支援できるメニューがない、どこかに紹介したとしても、若い子と一緒に、いらした時よりもどんどん状況が悪くなっていく。それをお会いする度に引っ張り上げる感じなんですけど、高齢相談窓口を紹介しても行かないんですよ。何しろ相談に行かないので、付いて行って、繋いで何とかなったケースもあるんですけども、なかなか、メニューがありそうでないのが高齢女性。しかも単身賃貸6万ぐらいの年金みたいな人が本当に大変で、その人たちと若い人たちとか、時々その行政の相談室なんかを通じて来てくれるんですけども、そこからなかなか捕まえきらないっていうのがうちとしては難しいなと思っています。

○座長 ありがとうございます。本当にこの困難女性という法律が対象とするのは、先ほど言った云々の女性であればという話になっているから、いろんな状態の女性を全部対象としてるんだけど、いわゆる相談に乗ってくる人もいれば、そこに行く人もいるけれど、今ご説明あったような相談にも行かないし、落ち着かないからどこでっていう

のもあるし、メニューを紹介しようにもなかなかメニューがないっていう。でも、こういう方たちも困難女性の新法の理念としたら対象にしてるんだなあとは思っているのですけれど。そういう人たちのこともどういう風に考えていくかっていうご発言かなあと思ったんですけれど。

○委員E　今までお聞きしてたことは本当に私も激しく同意と言いますか、まさにその通りだなと思っております。若年層の女性の方の話で言うと、中学校卒業してから、20～22 歳ぐらいの方への支援というか受け皿が、隙間ですごく抜け落ちてるなと感じます。どうしても子ども相談所とかが入りやすいのは、中学校までで、隙間に入ってしまうとなかなか手が出しづらい。あと、最近思ったのは、成人年齢が 18 歳に繰り下がったことでですね。例えばご両親がいなくて、弁護士なり専門家なりが未成年後見に就いていても、18 歳成人になったことによって、18 歳で切られてしまうんですね。で、まだまだそうは言っても、18、9 歳ってまだお誕生日によっては高校 3 年生で、これから受験があつてとか、受験がなくても、自分でお金を管理できないですし、精神的にも未熟だし、自分で生活をする能力も全くない。そのような状態で、ポンと未成年後見を外されて、子ども相談所さんでもできるだけご支援を続けようとしてくれるけれども、もう成人してしまっているのではなかなか手が出せなかったりとかして、その辺の今おっしゃった若年の、法律上あるいは体は大人でも、精神的にあるいは生活能力としてはまだまだ子どもさんで支援が必要っていう人の受け皿が不足してるなと思います。

私の知り合いで、10代後半の子たちを受け入れている NPO をしてる弁護士がいて、そこで例えば犯罪行為とか、触法を起こしてでも、家庭にも問題があつて帰すことができない場合、そこまでいかないけれどもどこかで保護されて行く場所がない子どもたちを生活場所として受けて、いろんな支援をしていて生活を支えているのに手助けするっていうところがあるんですけれども、そういうことをしてる人がいるっていうのはその知り合いの弁護士に聞いて初めて知りまして、恐らく他にもたくさんあるんだと思うんですけれども、なかなかそういうものが多分数としても少ないでしょうし、あるという情報も十分情報提供されてないと思うので、そういうものがもっとたくさん情報共有ができて、それぞれの必要な受け皿をご紹介できる選択肢が広がるような形になればいいなと思っています。

あとちょっと話は変わるんですけれども、例えば DV で相談に来られる、あるいは一旦逃げて来られるとしても、出戻ってしまう方っていらっしゃるじゃないですか。いろんな事情があつて戻って、そこで問題が解決、DV が収まるとして生活が再建できればいいんでしょうけれども、そう簡単ではなくって本来は戻るべきではないのに、やむを得ず戻ってしまう。それは経済的な理由とか、出たはいいけれども、それまで夫さんの収入が十分だったので、出してしまうと経済的にやりくりできないから、もう子どものためや子どもの学校のために戻るとか。あるいは相互依存みたいになってしまって、もう

精神的に離れられなくて戻ってしまって、一旦逃げて戻ってくると、そういう加害男性は大体エスカレートしますし、被害女性は逆の意味でエスカレートして、さらに逃げられなくなって、ハードルが高まってしまうので、もちろん無理強いはできないですし、無理強いすると逆効果なんですけれども、そういうところで一旦繋がった人を上手くもう戻れないように、戻らずに済むような支援ができるような方法が何かあればいいなというのは、普段から思っているところです。

○委員D 一人で暮らしていて、行くところがあると大分違うんですよね。そのために相談者グループを作ってるんです。そうすると、一番うわーってなってる時は、そこに来て話すことで居場所が確保できて、さらにしばらくいると、昔の自分だっていう人が来るんです。そこで「心配しなくたっていい」、「何とかなるんや」とかね声を掛け合ったりして、でそれをやってるうちに卒業していかれるんですよね。卒業していく時にまた新しい人が入ってきたりして。性暴力の被害者とDVの被害者については、年齢的にも力がある方が多いし、社会的スキルがあるから探してくるんですよね。高齢者と若年層がそこにも繋がらないんですよね。だから30代から5、60代ぐらいの人を探して、そこを居場所にしながら何とか自分を引き上げてやっていけるっていう感じがあるんですけど。だからそういうのがいっぱいあちこちに居場所的にあれば、ずいぶん違うかなと思っています。

○座長 居場所という言葉が最初から出ていたと思いますが、いろんな意味でいろんな人にとって居場所がすごく大事で、DVで家を出て、加害者と離別してきた方にとっても、若い人にとってもということですかね。だけど居場所に繋がってくださる方に関して言うと、こちらもいろいろやっていけることがあるし、そのためにはお互いがどんなサービスを持ってるかっていう情報をお互いがよく知り合って、例えば委員がおっしゃった公的な一時保護が難しい時のホテル利用も「そういう制度がありますよ」とかその他いろんな情報がみんなでも共有できればいいのかなと感じます。それとは別に、委員が今おっしゃったような、繋がりを持つのが非常に難しい、高齢者と若年層の群もある。いろんな方たちの支援ができるようなことを考えられていったらいいのかなと。

今の委員の方から質問や意見が出ていますけど、もし事務局の方で答えておいた方がいいこととか、何かあれば一旦そちらに。

○事務局 現時点ではありませんので、次資料6の中で説明させていただきたい。

○座長 他の件とかいかがでしょうか。先ほど委員がおっしゃった10代後半の人たちをサポートされてるNPOというのは？

○委員E 大阪です。「ぬっく」という名前の。もう少し若年の方で、お母さんはしんどい状態だけ児童相談所にはどうしても頼れない事情があって、1ヶ月2ヶ月間預かってくれるところがあれば、お母さんが自分の健康を取り戻せるんじゃないかっていうことで、その支援に電話したら、10代後半の子だけなんですよってという話だったんです。なかなか大変は大変そうですけれども、小さい子どもさんよりも、ある程度の年齢になってくると、自我と言いますかね、自分が出てくるし、もしかしたらこれまで自由にしていたために不自由も出てくるので、なかなか大変なようではありますけれども、その理事長の弁護士や職員がすごい愛情を持って接することで、ある程度自分で自立して暮らせるような、練習といいですか、支援をしておられます。私も若い時のいらなくなった洋服を寄付したりしています。できることは限られてますけれども、そういう団体があるんだということを知りました。多分もっとあるんでしょうね。私が不勉強だっただけかもしれないんですけど。

○委員D グループは一对一のカウンセリングの倍早く回復するって私言ってるんですけど、5倍は大げさかもしれないけれども、一对一だったら1年2年3年ってかかるものが、もう1年以内とかで他の人の話も聞けるんで、そういう構えがある人だったら急速に回復していけます。

○座長 ちょうど心の準備が整ったときに、そういうところにしっかり繋いでいくってことはすごく大事だなと。今本当にいろんなお話が出ましたので、一旦ここで資料5までの質問を打ち切って、続いて資料6の現状の説明を事務局からしていただいてよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○事務局 資料6をご覧ください。堺市の女性相談業務の現状という資料でございます。ご説明いたします。

まずは、2番のスライドですけれども、女性相談員の配置ということで、現在、堺、中、西、南、北区に各2名、東、美原区に各1名、配偶者暴力相談支援センターに3名という配置になっております。経過ですが、昭和32年に本庁福祉事務所に婦人相談員を配置し、中核市、政令市移行に伴いまして、順次配置を増やしていった状況でございます。

スライド番号3番、女性相談員の支援内容でございます。相談主訴は、DVが最も多く、DV、離婚、住居問題、経済関係ですとか、医療関係などの相談の主訴がございます。支援種別は、関係機関や施設の利用、庁内関係機関との連携、一保や他自治体の相談員との連携、助言や情報提供を行っております。また、市独自としまして、堺市DV被害者等自立支援金ということで、配偶者から暴力を受けて緊急避難した際、所持金をお持ちでないDV被害者やその同伴児童に対し、経済的支援が必要と認められた場合、

お一人当たり 5,000 円を上限として、必要に応じた額を支給しております。もう一つは弁護士の方々によるDV専門法律相談でございます。委員含め大変お世話になっておりまして、毎月 2 回各 3 枠の予約制で、相談時間は一人あたり 1 時間無料でございます。女性相談員が相談者と事前面接を行い、法的に問題を解決する必要があると判断した場合に利用できるものです。

スライド番号 4 番、相談件数ですが、上が延人数、下が実人数でございます。令和 4 年度については、上の延人数は約 4,000 件、下の実人数は約 2,000 件と高い水準で推移しております。

続きまして、次のスライド、5 番、相談件数（年齢別）です。一番多いのは、やはり 40 代。30 代 40 代 50 代に固まっている状況でございます。その他、18 歳、19 歳以下の方の件数は少ないという状況でございます。

スライド番号 6 番、相談件数（主訴別）でございます。一番左の配偶者等からの暴力が一番多くなっております。次いで離婚問題や配偶者等以外からの暴力の件数が高い状況でございます。

スライド番号 7 番、令和 4 年度相談内容（主訴別）ということで、左が大阪府さん、右が堺市でございます。大阪府さんの場合、ほとんどが電話での相談ということで、堺市と割合が違うんですけれども、一番多い主訴は左上、33.8%となっている医療関係のでございます。医療関係とは何に当たるのかを大阪府さん確認しましたところ、精神的なしんどさの訴える電話、そういった相談も全部医療関係に計上しているため、件数が多くなっているとのことでした。左下の 24.2%、これが配偶者等からの暴力で、非常に少なく見えるんですけれども、大阪府さんでは電話相談が非常に多いということと、電話相談でDVの相談となった場合、女性相談員が配置されている市町村には女性相談員さんに繋いだりしているため、割合的に少なくなっているということです。右の棒グラフが堺市です。一番下の 59.1%が配偶者等から暴力ということで、一番件数が多い状況です。続いて 12.9%離婚問題、13%配偶者等以外からの暴力の割合が多い状況でございます。堺市の場合は、もちろん電話相談も受け付けていますが、窓口相談も行っておりますので、実際DVや離婚で何らかの支援が必要となった場合は、窓口に来られる方が多くいらっしゃるということで、そういった件数の割合が大阪府さんに比べて高くなっているという状況であります。

8 番のスライドは相談方法ですが、やはり来所が一番多く、次いで電話という形でございます。その他については、来所と電話以外ということで、役所や電話ではないところでの相談ということで件数が上がっております。

続きまして、9 番のスライド、支援件数です。上が同行や関係機関の調整ということで、堺市の女性相談は、同行支援に力を入れておりまして、件数も令和 4 年度では 804 件、関係機関調整が 2,772 件となっております。下段が母子生活支援施設の入所ということで、入所理由については、配偶者等からの暴力が割合的には多い状況になっており

ます。もちろん先ほど委員がおっしゃっていただいたように、DV以外の理由でも入所は可能でして、経済的な理由による入所も件数としては上がっております。

10 番のスライドは一時保護件数で、毎年一定数の件数がございます。

続きまして、11 番のスライドでございます。上が保護命令の申立ての支援件数です。女性相談員や配暴センターで申立て支援をしております。下段は証明書の発行件数で、住基支援措置の意見付与などを行っております。DV証明書は、例えば児童手当等の給付を受ける場合、基本的に住民票地での支給になるのですが、DV被害者等の場合は、避難して来て住民票を異動していない場合がありますので、その場合DV証明を発行しています。

12 番のスライドです。こちらが堺市配偶者暴力相談支援センターの支援内容でございます。基本的には電話による相談でして、相談及び相談機関の紹介や、被害者の自立生活促進のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整、一時保護施設等の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整、保護命令制度の情報提供、裁判所からの請求に応じた書面提出、各種証明書の発行、男性DV被害者の相談、女性相談員等の人材育成などを行っております。

続きまして 13 番のスライドですが、配偶者暴力相談支援センターの件数でございます。電話相談が一番多い状況になっております。割合的にについてもDVの相談が多い状況でございます。

最後に 14 番のスライドですが、民間団体の連携として、委員に非常にお世話になってる事業なんですけれども、サポートハウスという、援護を必要とするDV被害者等に居室を提供し、各般の相談に応じ、その方に応じて適切な指導支援を行うという事業を社会福祉法人様に委託し、運営しております。同じ社会福祉法人様になりますが、夜間休日DV電話相談として、DV被害者の方が 24 時間いつでも電話相談できるよう、夜間休日の電話相談を実施しているものでございます。DV対策連絡会議は、毎年 10 月、11 月頃に開催しております。こちらについても各委員にお世話になっておまして、DVの防止及びDV被害者支援について、関係団体や関係機関等から意見を聴取して連絡調整しているものでございます。構成員は、庁内各所管の関係機関、弁護士様となっております。その他連絡会といたしまして、大阪府の女性相談センターさんとの連絡会を年 2 回、大阪地方裁判所堺支部様と年 1 回程度開催している状況でございます。

説明は以上でございます。

○座長 今、報告がありました堺市の現状について何かご質問がございましたら委員の皆さんからどうぞ。ご意見でも結構です。

○座長 私から一つ聞いてもいいですか。スライド番号 8 の相談方法のところ、来所電話の他というところなんですけど、このその他は、例えば後から出てきましたけど、同

行支援、どこかの窓口に同行していく、それから家庭訪問とかもされてるんですか？

○事務局 基本的にはしてないんですけども、例えば同行支援の場合ですと、一時保護所の巡回面接として、こちらから面接に行ったりしています。

○座長 家庭訪問っていうのはない？

○事務局 基本的にはしてないですね。

○座長 女性相談支援員が家庭訪問するかどうかなんですけれど、いろんな理由から相談においでにならないというか、相談をしに行くという行動を取らない人もたくさんいらっしゃると思うんですよね。援助要請行動というんですけれど、援助を要請する行動をどうやったら取るのか取らないのかっていう、分野のことだと思うんだけど、なかなか相談窓口なり医療機関なり、保健センターなりに行けない人の場合、やっぱり家庭訪問ができる、こちらからアウトリーチできるというのは、一つの相談の手法なわけですね。けれど、今アウトリーチできる人たちは誰かって見たら、保健師さん、社協のコミュニティワーカーさん、あと、民間の方たち。相談に来ない人のことを考えると、こちらから出掛けて行くというアウトリーチはどこで可能なのかなと思って聞いてみました。でも女性相談支援員さんがやったらいいという意味ではないんですが、ではそれをどこが担当していくのか。連携も含めて思ったのですが。

○委員D アウトリーチというほどのことは、うちでもしていないんですが、例えば相談支援が途中で途切れちゃって、怪我をしたとかという連絡を受けた時には、カウンセラーとクライアントの関係で訪問することはあります。これをアウトリーチと呼ぶのかどうかかわからないけれど。

○座長 場面場面で緊急的には必要だと思ったら、そういうこともあると。

○委員D そういう判断で、入院したとかね、そういう時もあります。

○座長 一旦ここで質問を打ち切って、先の方で質問が出るかもしれないので、また思い出されたら説明していただくということで。それでは資料7の堺市の基本計画骨子案に移っていきたいと思います。

○事務局 資料7は、堺市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の骨子案でございます。もちろん案でございます、まだ決定しているものではございません。

皆さんの意見を聞きながら、進めてまいりたいと考えております。

1 計画の基本的な考え方としまして、計画策定の背景と趣旨ということで、女性の抱える困難な問題が多様化複雑化している中で、支援を必要とする女性が抱えてる問題とその背景、心身に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現を目的として、いわゆる女性支援法が成立し、また、国の基本方針も公示されたものでございます。女性支援法、基本方針を踏まえ、困難な問題を抱える女性が安心かつ自立して暮らせることを目的として、堺市も本計画を策定するものです。本計画は、「堺市基本計画 2025」及び「堺市 S D G s 未来都市計画」を上位計画として、本計画の取組みの推進を通して、関連する重点戦略とゴールの達成に貢献するものであると認識しております。

続きまして、2 困難な問題を抱える女性をめぐる堺市の現状と課題でございます。女性相談員の配置状況は先ほどご説明したとおりです。女性相談員の相談状況は、令和 4 年度ですが、先ほど申し上げた件数、相談件数年齢についても、19 歳以下が少ない状況でして、20 代 30 代 40 代、50 代のあたりに人数が多く集中してるということです。相談件数主訴別についても、配偶者等からの暴力が一番多い状況です。支援件数支援内容別では、庁外関係機関や施設の利用が 945 件と非常に多く、次いで庁内関係機関との連携 144 件、一保ですとか、その他、他府県相談員との連携、助言や情報提供という形で件数が上がっております。また、同一支援対象者の方につきまして複数の関係機関と連携する場合がございます。配暴センターの件数はご覧のとおりです。民間団体さんとの連携については、委員に大変お世話になっている母子生活支援施設運営法人のシェルターの運営や時間外電話相談の委託及び弁護士相談を独自で行っておられるものについて補助金交付などさせていただいてるところでございます。あとは、委員に大変お世話になっております弁護士様による D V 専門法律相談や、座長含め皆さんお世話になっております大学の教授等による個別事例検討や研修会を実施しております。

課題は、我々が認識しているものを例として挙げておりまして、一つ目に配偶者からの暴力の割合が高く、避難から自立までに女性相談員が、多くの関係機関と個別に連携する必要があるという状況です。女性相談員は非常に忙しい状況にあるということでございます。二つ目はですね、若年層の相談は割合が小さく、支援が必要な若年女性が相談に繋がっていない可能性があるかと推察しております。三つ目が、来所相談の割合が高く、同行支援などで女性相談員不在の際に専門的な支援ができないことがです。

3 基本方針ですが、こちらも案でして、先ほどの項目の課題を踏まえて、女性の支援に必要な関係機関や支援者が連携し、円滑に支援を行うことや、若年女性の支援対象者を早期に把握し、適切な支援に繋げる、全ての支援対象者にそれぞれの状況に応じた必要な支援を行うという基本目標の案を掲げています。目標に対する K P I、すなわち数値目標は、先ほど座長がおっしゃっていたように、堺市として数値目標を設けるのか、それとも大阪市さんのような形でするのかの議論が一定必要かと考えております。

続きまして、4 支援内容ですが、こちらは現在の支援内容を列挙している状況でございます。先ほど委員の皆さん方におっしゃっていただいたことについては、今こちらで網羅できていない状況ですが、追加で必要な支援については、委員の皆さんから意見を求めるという形にさせていただいております。この支援内容の項目の枠組みは、国が示すものと同じ項目としております。

(1) 支援対象者の早期の把握として、配偶者暴力相談支援センターの周知リーフレットを救急隊からDV被害を疑われる方へ配布いただいております。また、堺市の女性相談窓口や取り組みの発信ということで、NHKさんなどのマスメディアの取材協力をしております。DVが疑われる方の情報を庁内で共有しております。堺市では、子育て支援課という一つの課の中に、家庭児童相談員、母子父子自立支援員、女性相談員がおります。これに加えて子ども相談所とも連携しながら、庁内で情報共有している状況です。

(2) 居場所の提供です。緊急避難できる一時避難所の確保や一時保護入所に向けた大阪府さんとの連携、母子生活支援施設入所に向けた施設の調整を行っております。

(3) 適切な相談支援として、窓口、電話での適切な情報提供、助言の実施や自治体窓口、裁判所への同行支援、女性相談員を中心とした庁内関係部署との連携や女性相談窓口の周知、女性相談員の研修、専門家の皆様による個別事例検討会の実施、弁護士の先生方によるDV専門法律相談の実施、時間外電話相談窓口の開設、男性被害者の支援を行っております。

(4) 一時保護では、一時保護中の携帯電話や外出等の制限を必要最小限とする必要性を丁寧に説明すると同時に、適正な情報提供に努め、一時保護を必要とする女性が一時保護に繋がるよう支援しております。また、それぞれの状況に応じた一時保護や多様なニーズに対応した支援の実施を行っている状況です。

(5) 被害回復支援として、暴力被害者等に対する医療機関等と連携した被害者の心身の健康を回復するための心理ケア事業を委託で実施しております。こちらは、後ほどご説明いたします同伴児童への心理ケアも同じく実施しております。また、性的な被害を含めた暴力被害者等に対する医療機関と連携した心身の健康を回復するための援助として、今日はお越しいただいてはいないですが、委員が所属するSACHICOさんとも連携しています。

(6) 日常生活の回復支援ということで、保護命令申立書作成支援、入所施設等への連携、一時保護を経て、施設入所する支援対象者の同行支援、母子生活支援施設退所前の住居確保の支援、住民票の異動の同行支援などを行っております。

(7) 同伴児童への支援ということで、先ほど申しました、心理ケア事業を実施している他、同伴児童等への支援体制の調整や、緊急避難時にDV被害者及びその同伴児童への自立支援金の給付、区役所子育て支援課において家庭児童相談員と連携しております。

(8) 自立支援としては、相談者のニーズに応じた支援の調整窓口として、自立支援の

コーディネートや、個別ケース支援調整会議による支援体制の調整促進として、いわゆる新法による支援調整会議という定義づけはしておりませんが、同様のケース会議では適宜させていただいてる状況です。住基支援措置の意見付与や年金や給付金の申請に必要なDV証明の発行、離婚前の方を対象とした離婚に関するオンラインセミナーの実施や、先ほど申しましたDV対策連絡会議というものを年1回開催しております。

(9)アフターケアでは、母子生活支援施設退所前の自立支援や、女性相談を中心とした継続的なアフターケアを実施しております。

5 計画の推進の進捗管理ということで、計画の推進では、先ほど申しましたDV対策連絡会議での情報共有や意見交換、関係機関や庁内関係部署と連携した計画を推進させていただこうと思っております。計画の進捗管理としても、毎年度、KPIの達成状況を堺市DV対策会議で報告し、課題や改善点があれば支援内容の見直しを行う予定です。

最後ですが、6 基本計画の期間として、国も基本的に5年で定めているため、本市においても基本計画は令和7年度から令和11年度までの5年間と考えております。

説明は以上でございます。

○座長 それでは資料7について、委員の皆様からご意見を賜るんですが、少しずつ付けていきましょか。まず、今の堺市の状況として課題だと思っていらっしゃるところを伺って、いかがでしょうか。

○委員D 若年層の場合ですが、学校に行ってる間は気に掛けてくれる先生がいらして、こちら先生に聞いてみないととかね、やれるんですけど、卒業してしまったら学校と縁が切れますよね、当たり前ですけど。そうすると糸の切れた風みたいな感じになってしまうので、その学校の学生相談室か何かとうまく連携ができるといいなと。その間が途切れていて、よりひどい状況になってから私達の前に現れるので。短大生なんかは、卒業してフラフラしていた人たちに話を聞いてみたら、学校に行ってる時は先生が何なり相談に乗ってくれていたと。そこから直接相談に来てくれたら、もう少し効率が良かったのと思うことがあるので、学校との連携ができればいいかなと思います。

○座長 学校との連携というのは、中学高校を卒業して、短大なり大学なりに居る人たちということでしょうか？

○委員D 高校もそうですよね。高校の場合は、高校に行っている時は、高校の先生が連れて来てくれるんですけど、卒業してフラフラとしてしまったら、もう途切れてしまうので。高校とか、うちで一番多いのは短大。短大に行っている間は、先生が手を突っかけてくれているんだけど、卒業したらもう終わりですよ。その時に知り合っていれば何とかなるんですけど、2年ぐらい空くと酷いことになっているので。もし、学

生相談の先生に気になる子がいたら情報くださいってできれば早期発見にも繋がるのではないかと思います。

○座長 高校の先生とかで、こんな心配な子がいるんだけど、卒後って考えた時にどこかに繋いでくださっていたら、本人も安心ですし。

○委員D 「何かあったらここ相談に行きな」という風に、本人に届いているといいなと思います。

○座長 私も大学におりましたので、大学にはいろんな相談窓口があって、対面もあればオンライン相談もあるので、そういうところに繋がってくれたらなんですけど。

○委員D 大学とか大学院の人は割合繋がるんですよ。それはやはり、力として先生から触れた情報を自分で考えてくることができているんですよ。短大卒や高卒はちょっと厳しいと思っています。

○座長 先生方に繋がっている間に、「こういう相談に乗ってくれる人がいるんだよ」ということをもっと伝えていただいて、次に繋いで、連携していただくとかですね。

○委員E 質問を兼ねるかもしれないんですけど、現状女性相談員さんは15名ということで、この人数の推移っていう徐々に増えていっているということでしょうか？

○事務局 はい。説明を割愛したのですが、資料6のスライド2に人数が増えた経過がございます。昭和32年に1人配置しまして、平成8年4月中核市移行に伴って各支所に女性相談員の配置を1名×6支所に広げ、平成18年に各区役所に女性相談員を1名×7区役所に増やし、平成24年7月に配暴センターを開設。平成27年に女性相談員増員ということで各区役所2名体制拡充という。

○委員E 単純に足し算とすると17人？

○事務局 東区と美原区については、1名の配置になっております。

○委員E 女性相談員さんはいつもすごく忙しくされている中で、今後さらに相談が増えるかもしれないので、ぜひ相談員さんの拡充と、新しく入ってこられた方の研修であるとか、そういうものをぜひ推進していただければと思います。相談員さんにはとてもとてもとてもお世話になっていて、皆さんもご存知だと思いますが、他市、大阪府内の

別の市の相談員の方に比べても、すごく熱心に勉強されていて大変助かっています。ただ本当に大変そうなので過労ではないかなと思ったりもしますし、もっと同じぐらいの優秀な皆さんがもっとたくさん増えたらもっとケアも広がると思います。

○座長 お話をしているかなんですが、大阪府の計画を立てる時に、やはり市町村だけではなく、大阪府の女性相談員さんの人数はこれで足りているのかという議論があって、増やすべきだというようなことを議論したので、実際今年になってから、増員になったと伺っています。堺市さんにそういう希望があるっていうことであればぜひ。

○委員C 女性相談員さんの人数を増やすということも必要だとは思いますが、なかなか難しいところもきっとあると思ってしまして。うちの施設は大阪府の一時保護も受けてはいるんですけど、今年度から、女相のケースワーカーさんが今まで担っていた仕事を私達が自立支援事業という形で行うことになりました。ですので、女性相談員さんが今されていることを誰かが担うということも必要だと思いますし、考え方によってはそっちの方が早かったりするのかなとも思います。

○座長 役割の分担をしてということですかね？

○委員C 私達も施設に入所されている方に対して日々行っていることなので、それは難しいことではなく、スムーズにできるので、専門的にもやっています。そういうところでうまく活用できるとお互いが楽で、一番困っている方にもっと特化した支援ができるかなとは感じます。

○座長 そういう意見が出ましたが、一つ一つどうでしょう。今までのところで増員やら、その役割の分担といったような議論がありましたが、何かそちらでご意見は？

○事務局 「こうします」というお答えはできないんですけど、皆さんからの意見を踏まえまして、計画にどこまで反映させられるかどうかを議論していきたいと思っています。

○委員D アウトリーチするとすると手間が掛かってすごく大変じゃないですか。特定非営利活動法人 BOND プロジェクトや一般社団法人 Colabo とかがやってるアウトリーチはすごい使命感がないとできないけれども、アウトリーチをどうするかと考えた時に、知り合いの民生委員さんで女性なんですけど、ご自分の経験もあって、常に女性の困りごとに関心を持ち、気遣っているんです。それと、アウトリーチと言う程のことではないんだけど、何かあった時にちょっと嫌われながら覗いてということやっていて。この

法律として、アウトリーチがすごく大きな活動としいてるので、どんな考えが良いのかわからないけれど、特定非営利活動法人 BOND プロジェクトや一般社団法人 Colabo がやってるようなことはとても無理なので、何か考えたらいいいんじゃないかと思っています。

○座長 アウトリーチの話題で、一つは既にいらっしゃる民生委員さんとかだと、さっきおっしゃったお一人住まいの高齢の方でも、ここに一人住まいの方が住んでるよというのは結構把握されていたりするかなと。そういうのは若い人だとどうかというのはあるけれど、高齢の孤立している人とかであれば、すごく有効かと思って聞いてました。また、大阪だとグリコの下、グリ下にDPという若い方のグループがなさっている居場所があって、さらに一時保護的な宿泊施設まで今持ってるって聞いています。あれはグリ下なので大阪の真ん中ですけど、よくわかりませんが、堺にはそういう若い人が集まる、繁華街って古い言葉ですけど何かそういうところはあるんでしょうか？

○事務局 堺で言うと堺東が一番の繁華街だとは思いますが、グリ下と言われるほどのそういう若い女性が時間を過ごせるとはどの程度あるのかまでは、把握できていないです。

○座長 ありがとうございます。念のために確認してみたかったのと、若い方の場合、近所がいいっていう人もいるけれど、かえって心斎橋の辺りまで出ていくことで楽になるというのがあるだろうなと思う。

○委員D 余談なんですけれど、以前商店街のマンションを借りてたことがあるんです。日頃は居ないんだけど、夜に雨降ったら、若者が雨宿りに来て、バスケットボールしたり、ダンスしたり。すぐ集まってくるので、多分周辺のどこかに散らばっていて、雨が降ったらあそこに集まって来るんじゃないかと思います。人々がいない時間ですよ、夜中でないと集まって来ないです。

○委員E 晴れた日の夜中にはあまり居ないんですか？

○委員D 居ないです。雨降った夜中にどこから集まってきたのかなというくらい。でも3年程前ですから、今はどうかわかりませんが、余談ですが。

○座長 多分、公園なり何なり、いわゆるその人たちの居場所になっている場所っていうのがあるんじゃないですかね。

○委員A 私も余談にはなるんですが、うちの施設は個室で、入所した方で「一人が怖

い、ソワソワする」と、どうしても人を感じられる空間が良いということで、ネットカフェに退所した人いるんです。だから、ネットカフェも一定彼女たちの居場所になっている。ただし、ネットカフェは一定のお金がないと居られる場所ではない。なので、中には、ずっとガレージで生活してきた 10 代の子がいました。その子はうちに来て、いろんな支援を得て、今は地域で住まわれています。その彼女はよく襲われなかったなと思うんですけど、夏の暑いときもガレージに居たそうです。トイレやお風呂はどうしていたのか尋ねると、近くのコンビニに夜中行って、トイレを借りていたと。食事はガレージの所有者の人がたまに食事持ってきてくれていたもので、それが普通だと思っていたと。お金があるから、ミナミとかにも行けるけれども、本当にお金がない人もいるので先ほど委員がおっしゃった民生委員さん、実はガレージの子も民生委員さんが拾ってくれたケースなんです。若い女の子がガレージから出たり入ったりしていることに気が付いてくださって。やはり地域力というのはぜひお借りしたいですし、そこと繋がるネットワークができれば本当に拾えるんだらうなと。幼少期からずっと親から虐待を受けていたので、精神的にはまだ相当時間は掛かりますけれども、自分がこうしたいと思って動くということができるようになったということで、彼女も今では本当に見違えるように元気になって、彼女がやりたかったことができる生活になっています。10 代後半で入ってきて、それまで 3 年かかっているんです。地域でするので外に出られなくなるんです。後から恐怖心が出て、孤独から外に出られなくなってしまうので、メンタルケアにもすごく時間が掛かります。私達の施設では心理士もアフターケアに当たっているんですが、心理士が会っておいて、カウンセリングをして、少しずつ外に出られるようにする。必要なところに繋がたいと思って支援していますが、全部のケースではないので、そこがいつも歯がゆい気持ちでいるところです。ただ、やはりまだまだそういう若年女性は本当にたくさんいる。18 歳の女の子だけでも、3 歳 2 歳の子どもがいるとか、私も聞いていて、「こんなこと本当に現実であるの？」ということもたくさんあります。そういういろんな子と接していると、早期発見が何よりも大事で、そこには先ほど皆さんがおっしゃったような居場所とネットワークの繋がりと、そういったことをこの計画に反映していただけたら。

あと、女性相談員さんの忙しさはもう間近に見て知っていますので、その辺りももう少し別の方をお願いできることは担ってもらって。あとは、女性相談員さんの中には大ベテランの方もいらっしゃる、まだまだ入りたてかなと思う方もいて、そのスキルの差がものすごく激しいので、都度 S V できるような体制とか。女性というだけでいろんな分野をある程度把握しないと支援ができない専門性があるので、そこをどういう風にスキルアップしていくのかというのが、本当にうちでも課題になっています。それを少しでも地域に還元できたらと。

女性自立支援施設として、やはり新法に向かって何か動かないといけないということで、数年前からいろんな取り組みをしていて、そのうちの一つとして若年女性はどこで

何をしているんだろうというところから、SNSで若年女性になりすまして、「17歳家出少女」みたいなハッシュタグで発信してみたんです。すると、ものすごくいろんな方から「居場所を提供してあげるよ」とか反応があつて。そういう困った家出少女を装うのと反対に、正義感あふれる女性のSNSを作って、家出少女にアクセスしてみると、「ここに相談に行ったら」とか、少しでも福祉を匂わせると皆引いていって、削除されるんです。今、ネットで送金もすぐにできるので、要はその日のお金が欲しい。10代の子で居場所がなくてということは、その日暮らしの人たちがたくさんいるんだろうなと。

2年前に調査して出来上がって発表させてもらったんですが、包括的性教育という取組もしています。SACHICOではないんですが、思春期の性教育を行っているNPO法人さんに来ていただいて、ノーと言える、対等な立場であるということも含めての性教育の必要性感じ、私達が伝えていかないといけないというところで、今民間さんと協働していろんな場面の性教育で、私達の専門性としてどういう風に伝えたらいいんだろうという引き出しを増やす取り組みもしています。居場所がないと、彼女たちってやっぱり今日を何とか生きないといけないからと、身を差し出す居場所に行ってしまうというのが昔からずっと続いていることで、なかなか解決していない問題だと思います。店から逃げてきたとかで、うちに流れてきた若者も結構いるんです。そこを例えば堺東で、居場所を補助というか、堺市さんだけではできないので、民間の方に委託するなりして。何もなくても、ただ話したかったら来られる、ちょっと夜を明かせるというような居場所があれば、また違ってくる。人それぞれ違いはあるので、半年先に「実は」って言ってくる方もいれば、1ヶ月ぐらい言ってくる方もいるだろうし、そこはもう千差万別あると思うんで、そこに通い続けたら「本当にこういう場所があつてよかった。じゃあ次はこういう風にしてみようかな」と思える居場所があればすごく違うのかなと思います。

○座長 最後におっしゃった居場所のことは、それこそ堺東周辺なんじゃないかね、民間の方たちのお力を借りながら行政もできることで、両方で何か居場所を作っていくというようなお話がありました。また、包括的性教育を伝えられる何らかの場所や繋がりを持って、教育が受けられるようになっていくと、ノーと言える、自分の体を守っていくことができる。私先ほど民生委員さんも若い人はどうのって言いましたが、若い人でもちゃんと引き上げてくださる方もいらっしゃるんで、一つは既存の組織を利用する手段として、民生委員さんとかなのかなというお話。あとは、相談員の方を含めてスキルアップしていく方法っていうのも重要なことだろうなと。

○委員B 一つお願いですけど、支援内容の(4)一時保護で、ちょっと嫌な噂というんでしょうか、そんなに厳しくされてはいないと思うんですが、市の一時保護に入ったら閉じ込められて、携帯を取り上げられて怖いというような話が2、3入ってきていま

す。だから行くのが嫌だという噂が回って耳に入ると、「じゃあやっぱりやめておこう」と思う人が出てきたら大変なので、いい方法でその辺よろしくをお願いします。

○座長　そういうご意見が伝わってくるということなのですが、何かありますか。

○事務局　安全面から、大阪府さんに一時保護をお願いした時には、身の安全を守るために場所は秘匿でそこに住んでいただいていますので、絶対閉じ込めたりはしないんですが、加害者側が探し回るといことがありますので、携帯電話は取り上げると言いますか、一定、利用制限をされることはあります。ただ、制限は必要最小限にすることなどは、今も既に女性相談員から説明するようにしておりますので、引き続き説明を尽くしていきたいと思います。

○座長　携帯のことは、5、6年前か、もっと前から言われてたんでしょうけど、やはり今の私達の生活を考えてみますと、携帯なしに生活している人はとても少ない。そういう状態で携帯というツールは、多分加害者との関係を切るための一つのステップとして、そこで制限というのも必要だと思うので、メリットとデメリットの説明を入口のところでしてるんですよね。それでもきっと受け取る側はあの取り上げられたという理解になるかもしれないんですが。

まず説明を丁寧にするという話で、ちょっと前に議論していたのは、そのような説明を市町村の窓口の担当者ができるようになっているというか、例えばNPOの相談をなさってる方もメリットとデメリットがあるからこういうことになっているんだよねって、それをパンフレットのようにして、口で言うだけではなく、視覚的に示すというようなことをしたらどうかというような議論をしていたそうです。当事者への説明には丁寧さが必要なという気がします。

場所や携帯のお話がありましたが、課題や目標のところで他にご意見はありますか？

○委員C　皆さんすごいなと思いながらお話を伺っていたんですが、私達の施設は児童福祉施設ということもあって、子どもさんに対しても適切な教育を与えていかないと、大きくなって困難な女性になり得てしまうので。携帯のこともその通りだとは思いますが、やっぱり小さい時から性教育もそうですし、何を学ばせて、どんな大人になりたいかみたいなのところもきちっと押さえておかないと、若年女性と言われるその狭間の子たちが、悪い道に道を外れた形で行ってしまう。堺市には子どもに対しての計画もあると思いますし、これは女性に対しても、その真ん中のところをちゃんと繋げるように。あと、何回も言いますが、子どもに対してどんな教育をしていくかということも、基本的なところを押さえつつ、食い止めるということばかりだと、どんどんまたそういう子が育っていつてしまうので、その根本を絶たないといくらやっても駄目な気も

しますね。そこは私達ではどうしようもできないところなので、私達の施設の中では、お母さんに対しての支援と子どもに対しての支援は、二つに分けて両方食い止めるというところをやっています。

○座長 あんまり経験で言うてはいけませんけれど、確かに、連鎖をしていくということにならないように、その子どもたちが自分で身を守ったり、自分で決めたり、いろんな情報を適切に取ったり、誰かに相談したりできていくように、次の世代が見ていただくっていう支援ですね。支援内容も含めて、いろんな意見が出ましたが、今一度この支援内容のところで、やっておきたいということがあればぜひ発言していただいて。

○委員 E (3)適切な相談支援の三つ目の庁内関係部署との連携というところで、相談員さんたちは、生活保護だったり、子どもさんの手続きだったりいろいろ、その時案内していただいたり、あと同行支援をしていただいたりして大変助かっているんですけども、他方で、我々弁護士の問題かも知れないのですが、大阪弁護士会と各市町村とが連携して弁護士を派遣して、一般相談をしています。そこでよく聞くのが、市役所の相談に行くと、おじさん弁護士が座っていて、「こんなあかん」と言われたとか、「もっと頑張って」とか、「離婚なんかできません」とか、けんもほろろなことを言われて、それでも「私はあかんねや」と思って諦めたんですというような話を聞くことがあって、そういうのを聞くと憤りを感じるわけなんです。確かに年配の男性弁護士なんかは、いわゆる昭和のおじさんなので偉そうに座って、男性目線の話をしてしまうことも少なからずあって、本当に我々弁護士が何とかしないといけない問題ではあるんですけども、他方で例えば私も弁護士会から派遣されて年に何回か、いろんな市役所に行くことがあって、市町村によっては同じ時間に弁護士が2人枠あることがあって、そういうところは結構、1枠は女性弁護士限定で、もし不都合があって交代するときの女性弁護士を付けてくださいと言われてたりすることがあるんです。割と複数弁護士がいて、片方が女性弁護士だとぜひ女性でお願いしますという方が多いので、そのようにしていると言われていまして、やはり1人体制のところは、性別や年齢は運の問題ではあるんですが、そういったところで一般の法律相談の枠とも連携をしていただいて、そこで受けた相談で、女性相談に繋がった方がいいなと思える事案だったら繋がる。本当に申し訳ないんですけども、そういう形で一般相談の弁護士の不十分さを補ってもらえたら。やはり一般の方は、1回でも弁護士に言われたら、「弁護士が言ってるからそうなんや」と、その弁護士のアドバイスが不十分で、場合によって不適切であっても、完全に諦めてしまいがちなので、そういうものも含めて、あるいはセカンドオピニオンという点でも、連携や情報共有を図ることができれば、より一層、隠れてる人たちを拾い上げると言いますか、繋がるのではないかと思います。

○座長 DVがどういうことかというのを一般法律相談の方に理解していただくということも大事なかなと思って伺っていたんですが、連携とか相互理解をより高めていただくということでしょうかね。そうでないと、一般のところに行って、「無理なんだ」となったら、次にいつ繋がるかわからないですね。

○委員E もしかしたら、ずっと泣き寝入りする方もいらっしゃるかと思います。

○座長 他はいかがでしょう、よろしいでしょうか？支援内容のそれぞれについてあまり伺うことはできなかったんですけども、そもそものところでいろんな課題をたくさん出していただいたかなと思います。

1回目はここまでにさせていただきます。よろしいでしょうか？

では、これで本日の案件は全て終了いたしましたので、懇話会の進行を再び事務局にお返しいたします。

○事務局 皆様、非常に活発にご意見いただきまして、本当にありがとうございました。

最後に次回の日程のご連絡させていただきます。次回は9月24日火曜日10時から12時で開催いたします。第3回については、また別途調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは本日の懇話会を終了いたします。長時間に渡り議論いただき、ありがとうございました。